

厚木市ラブホテル建築規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市ラブホテル建築規制条例(昭和62年厚木市条例第17号。以下「条例」という。)第2条第2号及び第3号並びに第10条第3項及び第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(構造及び設備)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める構造及び設備とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、第1号から第6号までに掲げる構造及び設備は、宿泊又は休憩のために利用する客以外の客においても利用できるものでなければならない。

- (1) 客が必ず通過し、自由に出入りすることのできる玄関を有すること。
- (2) 客と従業員とが開放的に対面して、受付及び応接のできる帳場又はフロントを有すること。
- (3) 客が自由に利用することができ、かつ床面積が別表に掲げる数値以上のロビー、応接室又は談話室(以下「ロビー等」という。)を有すること。
- (4) 会議、催物等に使用することができ、かつ床面積が別表に掲げる数値以上の会議室、集会室、大広間又はこれらに類する施設(以下「会議室等」という。)を有すること。
- (5) 客が自由に利用することができ、かつ床面積が別表に掲げる数値以上の食堂、レストラン又は喫茶室(これらに附属する厨房を含む。以下「食堂等」という。)を有すること。
- (6) ロビー等、会議室等、食堂等が存する階ごとに男子用女子用の区分のある便所を有すること。
- (7) 床面積が20平方メートル以下である1人用客室を客室総数の2分の1以上有すること。ただし、専ら飲食、湯治、団体宿泊その他これらに類するものの用に供することを目的とする旅館等で、その形態が良好な生活環境と青少年の教育環境の保全に反するおそれがないと市長が認めるものについては、この限りでない。
- (8) 浴室は、客室総数の2分の1以上がユニットバス(バスと便所が製造工場で一体成型されたものをいう。)である構造。ただし、専ら飲食、湯治、団体宿泊その他これらに類するものの用に供することを目的とする旅館等で、その形態が良好な生活環境と青少年の教育環境の保全に反するおそれがないと市長が認めるものについては、この限りでない。
- (9) 帳場又はフロントから各客室へ通じる廊下、階段又は昇降機が、通常客に共用される構造であり、これらの施設を使用せずに、車庫又は駐車場から直接客室へ通じる出入口等を併設していない構造。

- (10) 個々の客室の出入口に自動車の車庫又は駐車場が接続し、又は接近していない構造
- (11) 道路から玄関及び駐車場の見通しを妨げる工作物等がない構造
- (12) 良好な生活環境を害することのない清楚で素朴な外観(色彩、照明、形態、看板等)を有すること。
- (13) 全客室が、客の性的感情を刺激するような装置、照明、内装、特殊構造のベッドその他これに類する設備のない施設

(適用除外建築)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める増築及び改築とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 増築 客室以外の用に供する部分に係るもので、その床面積の合計が50平方メートル以下のもの
- (2) 改築 客室、玄関、帳場、フロント、ロビー等、会議室等及び食堂等以外の用に供する部分に係るもの

(届出)

第4条 条例第3条第1項の規定による届出をしようとする者は、厚木市旅館等建築計画届出書により、次の表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位並びに届出敷地の周囲250メートルの区域内に存する建築物及び公共施設の位置(縮尺2,500分の1以上)
配置図	方位、敷地の境界線、敷地内における建築物、屋外広告物、駐車場の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに塀の位置、構造及び高さ(縮尺200分の1以上)
各階平面図	方位、間取り、各室の用途及び有効面積、客室の浴槽及び寝具類の寸法及び位置、壁の材質、開口部、屋外・屋内階段、玄関、帳場、ロビー、廊下、各室の出入口、車庫等(縮尺200分の1以上)
四面の立面図	開口部、広告物及び屋外照明設備の設置箇所並びに外壁の材質、色彩、形状、寸法(縮尺200分の1以上)
完成予想図	建築物、広告物及び屋外照明設備を彩色したもの
室内展開図	フロント又は帳場並びに客室の材質、色彩、形状、寸法及び設備(縮尺100分の1以上)
公図の写し	届出敷地及び隣接地
建築主(経営者)の営業方針	届出に係る旅館等の営業方針
周辺地域の住民への説明会経過報告書	旅館等建築計画公開板の設置年月日、設置場所、説明会開催の通知の方法、説明会の開催日時、開催場所、出席者名簿及び説明会の会議録
その他市長が必要と認めるもの	

2 前項の規定による厚木市旅館等建築計画届出書及び添付図書の提出部数は、正本及び副本各1部とする。

(通知)

第5条 条例第3条第2項の規定による通知は、厚木市旅館等審査通知書により通知するものとする。

(計画の公開)

第6条 条例第4条に規定する建築の計画の公開及び説明会は、次の各号に規定する内容及び方法で行うものとする。

(1) 建築の計画の公開は、旅館等建築計画公開板(第1号様式)によるものとし、当該建築物の敷地に接する道路(2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路)に面する場所に設置する。

(2) 説明会は、当該建築物の敷地の周囲200メートル以内に区域を有するすべての住民自治組織に対し、建築計画の概要についての説明会を行うものとし、説明会を開催しようとする日の7日前までに、日時、場所等を当該住民自治組織に通知するものとする。

(中止命令等)

第7条 条例第6条の規定による命令は、厚木市ラブホテルの建築に関する命令書により行うものとする。

(公表の方法等)

第8条 条例第7条の規定による公表は、厚木市掲示場に公告するほかその他適当と認められる方法により行うものとする。

2 前項の規定の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 違反の事実

(3) その他市長が必要と認める事項

(指導及び勧告)

第9条 条例第8条の規定による指導及び勧告は、厚木市ラブホテル指導・勧告書により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第2号様式)とする。

(審議会の委員)

第11条 条例第10条第2項に規定する厚木市旅館等建築審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験者

( 審議会委員の任期 )

第 1 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

( 審議会の会長等 )

第 1 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

( 審議会の会議 )

第 1 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

( 審議会の庶務 )

第 1 5 条 審議会の庶務は、ラブホテル建築規制主管課において処理する。

( 委任 )

第 1 6 条 前 5 条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和 6 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に厚木市ラブホテル建築規制条例 ( 昭和 6 2 年厚木市条例第 1 7 号 ) 第 3 条第 1 項の規定による届出がなされている旅館等の建築については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成 1 9 年 8 月 2 3 日から施行する。

2 この規則による改正後の第 1 1 条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱 ( 補欠の委員に係るものを除く。 ) から適用する。

別表（第2条関係）

収容人員の区分	床 面 積		
	ロ ビ ー 等	会 議 室 等	食 堂 等
30人以下	30平方メートル	30平方メートル	30平方メートル
31人以上 50人以下	40平方メートル	40平方メートル	40平方メートル
51人以上 100人以下	客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値
101人以上	101平方メートル	101平方メートル	101平方メートル

第1号様式（第6条関係）


旅館等建築計画公開板			
旅館等の名称			
建築場所	厚木市		
敷地面積	m <sup>2</sup>	構造	造
建築面積	m <sup>2</sup>	高さ	m
延べ床面積	m <sup>2</sup>	客室総数	室
階数	地上	階	地下 階
旅館等の 経営者	住所（所在地） 氏名（名称・代表者）		電話
建築主	住所（所在地） 氏名（名称・代表者）		電話
代理人	住所（所在地） 氏名（名称）		電話
設計者	住所（所在地） 氏名（名称）		電話
<p>1 この公開板は、厚木市ラブホテル建築規制条例第4条の規定に基づき設置するものです。</p> <p>2 この建築計画についての詳細は、建築主にお尋ねください。</p> <p style="text-align: center;">（設置年月日      年    月    日）</p>			

↑  
1  
メ  
ー  
ト  
ル  
以  
上  
↓

← 1メートル以上 →

第2号様式(第10条関係)

(表)

写 真 	第 号 立 入 調 査 員 証  所 属 氏 名  年 月 日 生
上記の者は、厚木市ラブホテル建築規制条例第9条の規定による立入調査を行う職員である。	
年 月 日	
厚木市長	印

(裏)

厚木市ラブホテル建築規制条例(抜粋)
(立入調査)
第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に建築中若しくは建築後の建築物又は敷地に立入らせ、必要な調査を行わせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 厚木市ラブホテル建築規制条例施行規則に基づく届出関係書類

- 1 厚木市旅館等建築計画届出書（第4条にかか様式）
- 2 厚木市旅館等審査通知書（第5条にかか様式）
- 3 命令書（第7条にかか様式）
- 4 指導・勧告書（第9条にかか様式）



# 厚木市旅館等建築計画届出書

平成 年 月 日

( あて先 ) 厚木市長

住所 ( 所在地 )  
届出者 ( 建築主 )  
氏名 ( 名 称 )  
( 代表者 )

印

厚木市ラブホテル建築規制条例第 3 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

旅館等の名称		
建 築 場 所	厚木市	
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	
用 途 地 域	地 域	
旅館等の 経 営 者	住所 ( 所在地 ) 氏名 ( 名 称 ) ( 代表者 )	電話
代 理 人	住所 ( 所在地 ) 氏名 ( 名 称 )	電話
設 計 者	住所 ( 所在地 ) 氏名 ( 名 称 )	電話



( 施行規則第 5 条にかかる様式 )

# 厚木市旅館等審査通知書

平成 年 月 日

様

厚木市長

平成 年 月 日付けで届出のあった旅館等については、厚木市ラブホテル建築規制条例第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

旅館等の名称	
建築場所	厚木市
建築の種別	新築 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更
審査結果	当該旅館等は、ラブホテルに該当しない。

( 施行規則第 5 条にかかる様式 )

## 厚木市旅館等審査通知書

平成 年 月 日

様

厚木市長

平成 年 月 日付けで届出のあった旅館等については、厚木市ラブホテル建築規制条例第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

旅館等の名称	
建築場所	厚木市
建築の種別	新築 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更
審査結果	当該旅館等は、ラブホテルに該当する。
ラブホテルに該当する理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に厚木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に厚木市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

( 施行規則第 7 条にかかる様式 )

# 命 令 書

平成 年 月 日

様

厚木市長

あなたが厚木市 において建築中の建築物は、厚木市ラブホテル建築規制条例の規定に違反しているので、同条例第 6 条の規定により、平成 年 月 日までに次に掲げる措置を講ずるよう命じます。

なお、期限までにこの命令に従わないときは、同条例第 11 条の規定により、6 月以下の懲役又は 1 0 0 , 0 0 0 円 以下の罰金に処されることがあります。

建築物の概要	
命令の内容	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に厚木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に厚木市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

( 施行規則第 9 条にかかる様式 )

## 指 導 ・ 勸 告 書

平成 年 月 日

様

厚木市長

平成 年 月 日付けで届出のあった旅館等は、厚木市ラブホテル建築規制条例第 2 条第 2 号に規定するラブホテルに該当しますので、同条例第 8 条の規定により次のとおり指導・勧告します。

旅館等の名称	
建築場所	厚木市
指導・勧告事項	
厚木市行政手続条例第 33 条第 2 項に規定する事項(許認可等に関する権限の根拠等の明示)	( 1 ) 根拠法令 厚木市ラブホテル建築規制条例第 8 条 ( 2 ) ( 1 ) の条項に規定する要件 厚木市ラブホテル建築規制条例第 5 条の規定に違反すること。 ( 3 ) 当該権限の行使が ( 2 ) の要件に適合する理由
その他	